

無担保住宅ローン

2020年7月1日現在

商品名 (愛称)	無担保住宅ローン (しんきん保証基金付)
ご利用 いただける方	<p>1. 年齢が満20歳以上の方</p> <p>2. 安定した収入がある方 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。</p> <p>3. 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>4. 当金庫の会員となれる方</p> <p>① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p>② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>
お使いみち	<p>お申込人が居住（居住予定を含む）しお申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）しお申込人が所有している次の資金</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）の可能です。</p> <p>①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計管理料、土地造成費用、解体工事費用等</p> <p>※上記①に付随して必要となるインテリア等購入資金も可能です。（ただし、①と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p>※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象となります。</p> <p>※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外となります。</p> <p>②お申込人が①を資金使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除きます）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>③お申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限ります）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>
対象となる 物件の条件	<p>お申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの</p> <p>※次のものは各種（仮）登記から除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権

無担保住宅ローン

2020年7月1日現在

商品名 (愛称)	無担保住宅ローン(しんきん保証基金付)
ご融資限度額	1,500万円以内(1万円単位) (今回の申込金額と当金庫ならびに他金庫でのしんきん保証基金付消費者ローンの現在残高の合計で3,000万円以内とします。)
ご利用期間	3ヶ月以上20年以内
ご融資利率	1. 変動金利 ①お借入時の当金庫所定の基準金利とします。 ②お借入後の利率は、基準金利(当金庫短期プライムレート)の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用されます。 2. 金利については窓口にお問い合わせください。
ご返済方法	1. 元金均等・元利金均等の2種類ご返済方法があります。 2. ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%以内です。
保証人・担保	1. 保証人・担保は不要です。 2. 一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただきます。
保証料	ご融資利率に含まれます。
ご用意 いただくもの	1. 公的所得証明書等 2. 本人確認書類〔運転免許証(表裏)〕 ※申込人が運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。 ・パスポート・マイナンバーカード(表のみ)・運転経歴証明書(表裏) 3. 注文書、請求書、見積書、工事請負契約書等資金使途が確認できる書類、借換えの場合には対象ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 4. 資金使途ごとに定める対象物件の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの)※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可です。 5. その他 上記以外の書類をお願いする場合があります。
手数料等	返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。
団体信用生命保険	1. 団体信用生命保険にご加入することを保証条件としておりませんが、団体信用生命保険にご加入をおすすめします。 2. ご融資金額が1,000万円を超える場合、原則として団体信用生命保険にご加入いただきます。その場合ご融資利率に年0.3%上乗せとなります。

敦賀信用金庫

無担保住宅ローン

2020年7月1日現在

商品名 (愛称)	無担保住宅ローン(しんきん保証基金付)
お支払方法	ご融資金は、工事契約先等に振込させていただきます。 ※支払済資金は除く
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時~17時、電話:0770-22-9430)にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	1. お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 2. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。